



広島県報

号 外
第 46 号

発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

公有水面埋立しの免状(1世)	……………	(掲載頁数)	……………	1
公有水面埋立しの免状(2世)	……………	(掲載頁数)	……………	5

告 示

広島県告示第323号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定によつて、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成18年3月24日

土生港港湾管理者

広 島 県

代表者 藤 田 雄 山

1 出願人の所在地及び名称並びにその代表者の氏名及び住所

広島市中区基町10番52号

広島県

知事 藤 田 雄 山

広島市中区上幟町9番11号

2 埋立区域

(1) 位置

第1工区
尾道市因島土生町字江之沖224番9から221番5を経て214番6に至る間の土地に接する県道の地先公有水面

第2工区

尾道市因島土生町字江之沖214番3から213番を経て211番に至る間の土地に接する県道及び同町字濱床192番11の地先公有水面

第3工区

A区域

尾道市因島土生町字濱床192番11、192番11に接する突堤及び同町字箱崎55番5の地先公有水面

B区域

尾道市因島土生町字箱崎55番の地先公有水面

(2) 区域

第1工区

次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点との地点を結ぶ公有水面との境界線(C.D.L.+4.06mにより決定)を結んだ線により囲まれた区域。

ただし、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点との地点とを結んだ線により囲まれた区域を除く。

の地点	尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」(北緯34度17分40秒6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m) から119度21分18秒438.13mの地点
-----	---

の地点	の地点から	207度48分25秒	3.65mの地点
の地点	の地点から	297度48分25秒	28.50mの地点
の地点	の地点から	27度48分25秒	4.35mの地点

の地点	尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」(北緯34度17分40秒6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m) から119度30分21秒437.41mの地点
-----	---

の地点	の地点から	207度48分25秒	0.27mの地点
の地点	の地点から	297度48分25秒	27.00mの地点
の地点	の地点から	27度48分25秒	0.93mの地点

第2工区

次の各地点のうち、^㉑の地点から^㉒の地点までを順次に結んだ線及び^㉓の地点と^㉔の地点を結ぶ昭和49年10月19日付け広島県指令港第479号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L. + 4.06mにより決定）を結んだ線により囲まれた区域。ただし、^㉕の地点から^㉖の地点までを順次に結んだ線及び^㉗の地点と^㉘の地点とを結んだ線により囲まれた区域を除く。

の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40秒

6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から119度22分41秒384.11

mの地点

の地点 207度48分25秒 4.95mの地点

の地点 297度48分25秒 80.50mの地点

の地点 27度43分06秒 4.16mの地点

の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40秒

6489東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から119度33分01秒 383.40

mの地点

の地点 207度48分25秒 1.57mの地点

の地点 297度48分25秒 79.00mの地点

の地点 27度48分25秒 0.79mの地点

の地点 115度57分55秒 5.97mの地点

の地点 116度03分11秒 34.50mの地点

の地点 116度40分19秒 9.76mの地点

の地点 119度10分28秒 13.60mの地点

第3工区

A区域

次の各地点のうち、^㉑の地点から^㉒の地点までを順次に結んだ線及び^㉓の地点と

^㉔の地点を結ぶ昭和49年10月19日付け広島県指令港第479号で竣功認可された埋立地及び昭和45年1月20日付け広島県指令港第860号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L. + 4.06mにより決定）を結んだ線により囲まれた区域。

の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40

秒6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から120度29分40秒

266.26mの地点

の地点 207度48分25秒 3.00mの地点

の地点 297度48分25秒 25.44mの地点

B区域

次の各地点のうち、^㉕の地点から^㉖の地点までを順次に結んだ線及び^㉗の地点と

^㉘の地点を結ぶ昭和45年1月20日付け広島県指令港第860号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L. + 4.06mにより決定）を結んだ線により囲まれた区域。

の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40秒

6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から121度58分48秒

212.79mの地点

^㉕の地点 297度48分25秒 14.76mの地点

^㉖の地点 27度48分25秒 2.26mの地点

(3) 面積

第1工区 97.80平方メートル

第2工区 275.48平方メートル

第3工区 A区域 62.13平方メートル

B区域 16.67平方メートル

合 計 452.08平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第1工区

尾道市因島土生町字江之沖235番2から224番12を経て214番8に至る間の土地に接する県道の地内並びに同地先公有水面

第2工区

尾道市因島土生町字江之沖214番8から214番2を経て211に至る間の土地に接する県道及び同町字濱床192番11の地内並びに同地先公有水面

第3工区

尾道市因島土生町字濱床192番11、192番11に接する突堤、同町字箱崎55番8、55番2、55番5、55番6、55番4、55番1、2551番1、2551番2、同町字島前24番18の地内並びに同町字濱床192番11から同町字箱崎55番5を経て同町字島前24番18に至る間の土地の地先公有水面

(2) 区域

第1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び^㉗の地点と^㉘の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

の地点 尾道市因島土生町の国土地理院「土生」四等三角点（北緯34度17分40秒

6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から120度59分02秒

515.58mの地点

①の地点	⑦の地点から	239度44分42秒	44.07mの地点
②の地点	⑧の地点から	204度34分00秒	50.00mの地点
③の地点	⑨の地点から	294度34分00秒	89.73mの地点
④の地点	⑩の地点から	27度48分25秒	113.67mの地点
カの地点	⑪の地点から	119度03分42秒	46.08mの地点
キの地点	カの地点から	119度21分02秒	19.51mの地点
クの地点	キの地点から	123度18分26秒	7.99mの地点
ケの地点	クの地点から	129度27分03秒	15.30mの地点
コの地点	ケの地点から	135度45分10秒	5.70mの地点
サの地点	コの地点から	138度58分49秒	5.48mの地点
シの地点	サの地点から	143度38分12秒	4.93mの地点
スの地点	シの地点から	239度44分42秒	5.01mの地点

第 2 工区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑭の地点とテの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

⑭の地点	尾道市因島土生町の国土地理院「土生」四等三角点(北緯34度17分40秒 6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m) から118度50分21秒 404.78mの地点
------	---

⑮の地点	⑭の地点から	207度48分25秒	113.67mの地点
セの地点	⑯の地点から	294度34分00秒	92.48mの地点
ソの地点	セの地点から	306度17分35秒	25.95mの地点
タの地点	ソの地点から	27度48分25秒	114.67mの地点
チの地点	タの地点から	116度09分30秒	21.59mの地点
ツの地点	チの地点から	116度09分06秒	37.06mの地点
テの地点	ツの地点から	119度00分32秒	7.92mの地点

第 3 工区

次の各地点を順次に結んだ線及びウの地点とへの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

ウの地点	尾道市因島土生町の国土地理院「土生」四等三角点(北緯34度17分40秒 6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m) から119度20分36秒 286.82mの地点
------	---

ウの地点	ウの地点から	207度48分25秒	114.67mの地点
エの地点	ウの地点から	306度17分35秒	107.99mの地点
オの地点	エの地点から	36度17分35秒	49.01mの地点

ニの地点	オの地点から	340度37分39秒	23.71mの地点
又の地点	ニの地点から	35度22分29秒	40.53mの地点
ネの地点	又の地点から	126度26分03秒	13.97mの地点
ノの地点	ネの地点から	126度20分40秒	20.74mの地点
ハの地点	ノの地点から	125度43分47秒	10.78mの地点
ヒの地点	ハの地点から	123度04分56秒	7.83mの地点
フの地点	ヒの地点から	123度12分30秒	1.43mの地点
への地点	フの地点から	118度40分35秒	3.81mの地点

(3) 面積

第 1 工区	10,274.97平方メートル
第 2 工区	13,804.09平方メートル
第 3 工区	11,578.52平方メートル
合 計	35,657.58平方メートル

- 埋立地の用途
ふ頭用地, 海岸保全施設用地

- 免許年月日
平成 18 年 3 月 15 日

広島県告示第324号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号) 第 2 条第 1 項の規定によつて, 公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成 18 年 3 月 24 日

土生港 港湾管理者
広 島 県
代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

- 出願人の所在地及び名称並びにその代表者の氏名及び住所
尾道市久保 1 丁目 15 番 1

尾道市
市長 亀 田 良 一
尾道市栗原町6714番 2

- 埋立区域
(1) 位置

第 1 工区
尾道市因島土生町字江之沖224番 9 から221番 5 を経て214番 6 に至る間の土地に

接する県道の地先公有水面
 第2工区
 尾道市因島土生町字江之沖214番3から213番を経て211番に至る間の土地に接する県道及び同町字濱床192番11の地先公有水面

(2) 区域

第1工区

次の各地点を順次に結んだ線及びの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40秒 6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から119度30分21秒 437.41mの地点

の地点 207度48分25秒 0.27mの地点
 の地点 297度48分25秒 27.00mの地点
 の地点 27度48分25秒 0.93mの地点

第2工区

次の各地点を順次に結んだ線及びの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40秒 6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から119度33分01秒 383.40mの地点

の地点 207度48分25秒 1.57mの地点
 の地点 297度48分25秒 79.00mの地点
 の地点 27度48分25秒 0.79mの地点
 の地点 115度57分55秒 5.97mの地点
 の地点 116度03分11秒 34.50mの地点
 の地点 116度40分19秒 9.76mの地点
 の地点 119度10分28秒 13.60mの地点

(3) 面積

第1工区 16.13平方メートル
 第2工区 132.37平方メートル
 合計 148.50平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第1工区

尾道市因島土生町字江之沖235番2から224番12を経て214番8に至る間の土地に接する県道の地内並びに同地先公有水面

第2工区

尾道市因島土生町字江之沖214番8から214番2を経て211に至る間の土地に接する県道及び同町字濱床192番11に至る間の地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

第1工区

次の各地点を順次に結んだ線及びの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40秒6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から120度59分02秒 515.58mの地点

①の地点 ⑦の地点から 239度44分42秒 44.07mの地点
 ②の地点 ①の地点から 204度34分00秒 50.00mの地点
 ③の地点 ②の地点から 294度34分00秒 89.73mの地点
 ④の地点 ③の地点から 27度48分25秒 113.67mの地点
 ⑤の地点 ④の地点から 119度03分42秒 46.08mの地点
 ⑥の地点 ⑤の地点から 119度21分02秒 19.51mの地点
 ⑦の地点 ⑥の地点から 123度18分26秒 7.99mの地点
 ⑧の地点 ⑦の地点から 129度27分03秒 15.30mの地点
 ⑨の地点 ⑧の地点から 135度45分10秒 5.70mの地点
 ⑩の地点 ⑨の地点から 138度58分49秒 5.48mの地点
 ⑪の地点 ⑩の地点から 143度38分12秒 4.93mの地点
 ⑫の地点 ⑪の地点から 239度44分42秒 5.01mの地点

第2工区

次の各地点を順次に結んだ線及びの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

⑬の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40秒 6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から118度50分21秒 404.78mの地点

⑭の地点 ⑬の地点から 207度48分25秒 113.67mの地点
 ⑮の地点 ⑭の地点から 294度34分00秒 92.48mの地点
 ⑯の地点 ⑮の地点から 306度17分35秒 25.95mの地点
 ⑰の地点 ⑯の地点から 27度48分25秒 114.67mの地点
 ⑱の地点 ⑰の地点から 116度09分30秒 21.59mの地点
 ⑲の地点 ⑱の地点から 116度09分06秒 37.06mの地点

③	面積	ツの地点から	119度00分32秒	7.92mの地点
	第1工区			
	第2工区			
	合 計		24,079.06平方メートル	

- 4 埋立地の用途
保管施設用地
- 5 免許年月日
平成 18 年 3 月 15 日

広島県告示第325号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によつて、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成 18 年 3 月 24 日

福山港港湾管理者
広 島 県
代表者 藤田雄山

- 1 竣功認可年月日
平成 18 年 3 月 14 日
- 2 竣功認可を受けた者の所在地及び名称並びにその代表者の氏名
広島市中区基町10番52号
広島県
知事 藤田雄山
- 3 埋立区域の位置及び区域
(1) 位 置
(第3 - 2工区)
福山市港町二丁目195番から184番3を経て181番3に至る間の土地の地先
(2) 区 域
(第3 - 2工区)
次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点を結んだ線により囲まれた区域。
の地点 広島県福山市緑町1番の国土地理院四等三角点「沖野上」（北緯34度28分28秒8887，東経133度22分27秒7566，標高1.08m）から47度42分56秒1.065.47mの地点

の地点	の地点から	284度37分35秒	6.62mの地点
の地点	の地点から	347度59分59秒	44.48mの地点
の地点	の地点から	346度03分30秒	1.18mの地点
の地点	の地点から	344度02分48秒	2.00mの地点
の地点	の地点から	341度09分58秒	2.00mの地点
の地点	の地点から	337度56分55秒	2.00mの地点
の地点	の地点から	334度08分24秒	2.00mの地点
の地点	の地点から	330度15分31秒	2.00mの地点
の地点	の地点から	328度10分15秒	2.00mの地点
の地点	の地点から	324度55分42秒	2.00mの地点
の地点	の地点から	321度55分53秒	2.00mの地点
の地点	の地点から	317度49分01秒	2.00mの地点
の地点	の地点から	315度30分24秒	2.00mの地点
の地点	の地点から	311度00分09秒	2.00mの地点
の地点	の地点から	309度28分44秒	2.00mの地点
の地点	の地点から	305度29分40秒	2.00mの地点
の地点	の地点から	302度33分09秒	2.00mの地点
の地点	の地点から	299度16分58秒	2.00mの地点
の地点	の地点から	295度07分46秒	2.00mの地点
②①の地点	の地点から	292度06分16秒	2.00mの地点
②②の地点	②①の地点から	289度09分03秒	2.00mの地点
②③の地点	②②の地点から	285度42分34秒	2.00mの地点
②④の地点	②③の地点から	283度14分38秒	2.00mの地点
②⑤の地点	②④の地点から	279度22分56秒	2.00mの地点
②⑥の地点	②⑤の地点から	276度13分46秒	2.00mの地点
②⑦の地点	②⑥の地点から	273度19分52秒	2.00mの地点
②⑧の地点	②⑦の地点から	269度35分57秒	2.00mの地点
②⑨の地点	②⑧の地点から	266度57分36秒	2.00mの地点
③⑩の地点	②⑨の地点から	265度39分54秒	2.00mの地点
③⑪の地点	③⑩の地点から	262度33分31秒	2.00mの地点
③⑫の地点	③⑪の地点から	257度00分58秒	2.39mの地点
③⑬の地点	③⑫の地点から	311度04分54秒	2.17mの地点
③⑭の地点	③⑬の地点から	41度06分50秒	23.61mの地点
③⑮の地点	③⑭の地点から	107度58分40秒	0.67mの地点

③6の地点	③5の地点から	107度41分52秒	15.43mの地点
③7の地点	③6の地点から	107度05分55秒	13.59mの地点
③8の地点	③7の地点から	168度56分07秒	11.68mの地点
③9の地点	③8の地点から	168度54分50秒	1.16mの地点
④0の地点	③9の地点から	167度53分37秒	1.03mの地点
④1の地点	④0の地点から	167度54分47秒	18.66mの地点
④2の地点	④1の地点から	168度15分52秒	11.80mの地点
④3の地点	④2の地点から	167度58分10秒	17.98mの地点

(3) 面積

(第3 - 2工区)

1,129.44平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号等

平成7年2月23日

広島県告示第213号

(平成7年2月17日付け指令港第212号により免許)

5 法第22条第3項の市町村名

福山市